

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

| 番号 | 事業No | 掲載ページ | 事業・取組名 | 事業概要 | ①地域資源の活用 | ②組織横断的な連携 | ①②における主な連携先(団体・組織等) | 活動指標 |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|----------|-----------|--|----------------------|
| 基本施策1 児童相談体制の強化 | | | | | | | | |
| ■児童虐待防止対策体制の強化 | | | | | | | | |
| 228 | 1-3 2-2 2-3 4-1 | P63 P73 P75 P97 | 【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化 | 各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。 | ○ | ○ | 医療機関、保育園・幼稚園、NPO法人等 各区健康・子ども課 | — |
| 229 | 4-1 | P97 | 心理職による相談支援体制の強化 | 保健センターにおける心理職員の相談体制を強化し支援が必要な妊婦及び親子に対し関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。 | ○ | ○ | 医療機関 療育機関等 各区健康・子ども課 | 心理職による訪問支援件数 |
| 230 | 1-4 2-2 4-1 | P64 P73 P97 | 【再掲】各区子ども家庭総合支援拠点の整備 | 各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。 | ○ | ○ | 要保護児童対策地域協議会構成機関 子ども未来局各部 保健福祉局総務部、障がい保健福祉部、保健所 ほか | 子ども家庭総合支援拠点の整備 |
| 231 | 1-4 4-1 | P64 P97 | 【再掲】子ども安心ネットワーク強化事業 | 増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営するとともに、児童相談所と児童家庭支援センターの連携により、相談体制を強化します。 | — | — | — | 児童家庭支援センター設置数 |
| 232 | 1-4 4-1 | P64 P97 | 【再掲】児童相談体制強化事業 | 児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、新たな児童相談体制強化プランを策定するとともに、計画的な体制強化に取り組みます。 | — | — | — | 第3次札幌市児童相談体制強化プランの策定 |
| 233 | 1-4 3-3 4-1 | P65 P88 P97 | 【再掲】児童虐待防止対策支援事業 | 虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録の推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。 | ○ | — | 要保護児童対策地域協議会構成機関 | オレンジリボン地域協力員登録人数(累計) |
| 234 | 1-4 4-1 | P64 P97 | 【再掲】(仮称)第二児童相談所整備事業 | 増加する虐待通告や法令改正等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。 | — | — | — | (仮称)第二児童相談所設置 |

| 当初値 | 2021年度実績 | 目標値 ※2022年度 | 令和3年度(2021年度) 実施状況 | 令和4年度(2022年度) 実施予定 |
|---------|----------|----------------|--|--|
| — | — | — | 心理相談員を増員(4名8区から6名10区配置)し、ハイリスク家庭へのアウトリーチや関係機関との連携などを通じ、継続的な支援を行うことにより、心理相談体制の強化を図り、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援の更なる充実を図った。 | 心理相談員を増員(6名10区から9名10区配置)し、ハイリスク家庭へのアウトリーチや関係機関との連携などを通じ、継続的な支援を行うことにより、心理相談体制の強化を図り、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援の更なる充実を図る。 |
| 25件 | 142件 | 440件 | 心理職による支援が必要な妊婦及び親子に対し、訪問支援や関係機関との連絡調整等を図りながら、適切な支援を行い、児童虐待予防の強化を図った。 | 心理職による支援が必要な妊婦及び親子に対し、訪問支援や関係機関との連絡調整等を図りながら、適切な支援を行い、児童虐待予防の強化を図る。 |
| 未設置 | 未設置 | 設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会としての活動(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動 ・子ども家庭総合支援拠点の設置標榜に向けた検討を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点の設置 ・要保護児童対策地域協議会としての活動(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動 |
| 4か所 | 5か所 | 6か所 | 電話相談員11名により、夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施。 | 夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施する予定。 |
| — | 策定 | 策定 | 「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置するほか、特定任期付職員として法務専門官(常勤弁護士)の採用や、児童家庭支援センター設置支援を行った。 | 「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置するほか、専門職員養成及び育成体系(育成ビジョン)策定に向けた検討や、児童相談所業務の自己点検、第三者評価を実施する予定。 |
| 16,346人 | 17,080人 | 19,200人 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民向け講演会の実施:1回 ・出前講座等研修会実施:22回 ・事務局だよりの発行:1回 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民向け講演会の実施 ・出前講座等研修会実施 ・事務局だよりの発行 |
| — | — | 実施設計 | (仮称)第二児童相談所設置に向けて基本設計を行うとともに、2021年11月に仮設一時保護所を設置のうえ、一時保護定員を拡充した(定員20名増)。 | (仮称)第二児童相談所設置に向けて実施設計を行うとともに、用地を取得する予定。 (仮称)第二児童相談所整備スケジュール(想定) <ul style="list-style-type: none"> ・2023年度:工事着工 ・2025年度中:供用開始 |

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

| 番号 | 事業No | 掲載ページ | 事業・取組名 | 事業概要 | ①地域資源の活用 | ②組織横断的な連携 | ①②における主な連携先(団体・組織等) | 活動指標 |
|------------------|------|-------|--------------|--|----------|-----------|--|-----------------------------|
| 235 | 4-1 | P97 | 認可外保育施設への啓発 | ・認可外保育施設の職員を対象とし、「虐待防止」をテーマとした研修会を実施します。 ・施設に対し、立入調査等において虐待防止の取組について聴取し、虐待防止の意識向上につなげます。 | — | ○ | 児童相談所 | — |
| 236 | 4-1 | P98 | DV対策普及啓発 | 児童虐待対応の観点から踏まえた適切な対応の在り方について児童相談所と、配偶者暴力相談支援センターや各区母子・婦人相談員などDV対応を担う関係機関において、研修等を通じた相互の理解促進に努めるなど、連携強化を図ります。 | ○ | ○ | 市内女性支援団体 配偶者暴力相談支援センター 各区母子・婦人相談員等 | 研修参加人数 |
| ■社会的養育の推進 | | | | | | | | |
| 237 | 4-1 | P98 | 社会的養護体制整備事業 | 社会的養護が必要な子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施設の小規模化やグループホーム、ファミリーホームの設置等を支援します。 | ○ | — | 児童養護施設・乳児院 子育て支援者 | 児童養護施設の改築(小規模化)及びグループホーム設置数 |
| 238 | 4-1 | P98 | 社会的養護自立支援事業 | 児童養護施設への入所者や里親委託措置を受けていた者に対し、18歳(措置延長の場合は20歳)に到達後も、個々の状況に応じて22歳に到達する年度の末日まで、継続して支援を実施することにより将来の自立に結びつけます。 | ○ | — | 児童養護施設・乳児院 子育て支援者 | 就職支援を実施した者の就職率 |
| 239 | 4-1 | P98 | 里親制度促進事業 | 里親委託を推進するため、登録希望者や里親等に対し、登録前後及び委託中の研修、里親養育者宅への訪問などの支援を包括的に行います。 | ○ | — | 児童養護施設・乳児院 | 里親等委託率 |
| 240 | 4-1 | P98 | 乳児院等多機能化推進事業 | 乳児院に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその保護者、地域の子育て家庭の支援体制を強化します。 | ○ | — | 乳児院 | 乳児院入所児童の保護者に対する育児指導回数(累計) |
| 241 | 4-1 | P98 | 子育て短期支援事業 | 家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる事業を実施します。 | ○ | — | 児童養護施設・乳児院 | — |
| 242 | 4-1 | P98 | 養育支援員派遣事業 | 児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、家事支援や育児支援を行う者を派遣して支援します。 | ○ | — | 社会福祉法人 | 支援実施世帯 |

| 当初値 | 2021年度実績 | 目標値 ※2022年度 | 令和3年度(2021年度) 実施状況 | 令和4年度(2022年度) 実施予定 |
|-------|----------|----------------|--|--|
| — | — | — | ・児童相談所と連携し、令和3年12月と令和4年1月に児童虐待をテーマとした研修を実施した。〔参加施設:129施設〕 ・立入調査時、虐待防止の取組とマニュアル作成等について、毎年度継続して確認している。 | ・児童相談所と連携し、児童虐待をテーマとした研修を2回開催予定。 ・立入調査等において、虐待防止の取組とマニュアル作成等について継続して確認する。また、パンフレット等を作成、配布することで、児童相談所等に速やかに情報提供ができるようにする。 |
| 0人 | 4人 | 10人 | 男女共同参画課において開催したデートDV防止講座に児童相談所職員が参加し、デートDVへの理解促進に努めた。 | 男女共同参画課において開催するデートDV防止講座に児童相談所職員が参加予定。 児童相談所へDV相談員研修を案内予定。 |
| 10件 | 15件 | 17件 | 地域小規模児童養護施設4か所設置。 | 地域小規模児童養護施設2カ所開設予定 |
| — | 0% | 100% | 自立支援計画の策定や施設に引き続き居住するための居住等支援、一定期間一人暮らしを体験するための退所後生活体験支援、生活や就労に関する相談支援を実施。 | 自立支援計画の策定や施設に引き続き居住するための居住等支援、一定期間一人暮らしを体験するための退所後生活体験支援、生活や就労に関する相談支援を実施予定。 |
| 29.7% | 35.1% | 34% | 2か所の民間フォスタリング機関への事業委託等により以下の事業を実施 ・普及啓発事業 札幌市里親促進フォーラム:1回、里親新規登録研修:6回、専門里親新規登録研修:1回、里親更新研修:1回 ・レベルアップ研修:6回 ・リクルート、トレーニング、訪問等支援事業 等 | 3か所の民間フォスタリング機関への事業委託等により以下の事業を実施 ・普及啓発事業 札幌市里親促進フォーラム:1回、里親新規登録研修:6回、専門里親新規登録研修:1回、里親更新研修:1回 ・レベルアップ研修:6回 ・リクルート、トレーニング、訪問等支援事業 等 |
| 140回 | 455回 | 380回 | 乳児院における入所児童・家族、地域における子育て家庭等への育児指導機能の充実を図るため、育児指導を選任で担う育児指導担当職員を配置した乳児院に支援を実施。 | 乳児院における入所児童・家族、地域における子育て家庭等への育児指導機能の充実を図るため、育児指導を選任で担う育児指導担当職員を配置した乳児院に支援を実施予定。 |
| — | — | — | 市内6カ所で事業を実施。 実施施設:(実施施設:児童養護施設5施設(札幌育児園、札幌南藻園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)及び乳児院1施設(札幌乳児院) 利用延べ日数(実績):1,456日 | 市内6カ所で事業を実施予定。 実施施設:(実施施設:児童養護施設5施設(札幌育児園、札幌南藻園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)及び乳児院1施設(札幌乳児院) 利用延べ日数(見込):2,926日 |
| 9世帯 | 15世帯 | 25世帯 | 児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、家事支援や育児支援を行う者を派遣して支援した。 | 児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、家事支援や育児支援を行う者を派遣して支援する。 |

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

| 番号 | 事業No | 掲載ページ | 事業・取組名 | 事業概要 | ①地域資源の活用 | ②組織横断的な連携 | ①②における主な連携先(団体・組織等) | 活動指標 |
|----------------------------------|------------|-------------|--------------------------|---|----------|-----------|---|------------------------|
| 243 | 4-1 | P98 | 児童福祉施設措置費支給事業 | 児童福祉施設入所児童(里親委託児童を含む)が高等学校や、職業訓練校等に入学・入校した場合に掛かる経費を支給します。 | ○ | — | 児童養護施設・里親 | 年間支給人数 |
| 244 | 4-1 | P98 | 児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業 | 児童福祉施設入所児童(里親委託児童を含む)で、大学などに入学するため措置解除(退所)となる場合、進学後の生活費などについての奨学金を給付します。 | ○ | — | 児童養護施設・里親 | 年間支給人数 |
| 245 | 4-1 | P98 | スタディメイト派遣事業 | 児童養護施設等に入所中の児童に対し、大学生等の有償ボランティアを派遣し、学習支援等を行います。 | ○ | — | 児童養護施設・乳児院 子育て支援者 ボランティア(大学生等) | 学習支援等を実施した延べ児童数 |
| 246 | 4-1 | P98 | 児童養護施設職員研修事業 | 施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童養護施設職員等への研修を実施し、専門性の向上を図ります。 | ○ | — | 児童養護施設・乳児院 子育て支援者 | — |
| 247 | 4-1 | P99 | 児童自立生活援助事業 | 義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが社会的自立を目指して共同で生活する児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を実施します。 | ○ | — | 児童養護施設・乳児院 子育て支援者 | — |
| 248 | 4-1 4-4 | P99 P107 | 母子生活支援施設の活用 | 生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、母子生活支援施設を活用します。 | — | — | — | 施設数 |
| 基本施策2 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実 | | | | | | | | |
| ■乳幼児期・学校教育における支援体制の充実 | | | | | | | | |
| 249 | 4-2 | P102 | 療育支援事業 | 発達に心配のある子どもとその保護者に対して遊びの場を提供するとともに、相談や情報提供などの子育て支援を行います。 | ○ | ○ | 保健センター 子育て支援施設 保育所 幼稚園 認定こども園 児童相談所 医療機関 障害児支援施設 児童会館 区役所等 | 療育支援事業参加待ち数(2か月以上待ち人数) |

| 当初値 | 2021年度実績 | 目標値 ※2022年度 | 令和3年度(2021年度) 実施状況 | 令和4年度(2022年度) 実施予定 |
|------|---------------------------------------|----------------|---|---|
| 22人 | 17人 | 29人 | 児童福祉施設入所児童が高等学校や、職業訓練校等に入学・入校した場合にかかる経費を支給。 | 児童福祉施設入所児童が高等学校や、職業訓練校等に入学・入校した場合にかかる経費を支給する。 |
| 5人 | 9人 | 10人 | 児童福祉施設等を退所し、大学等に進学する児童に、生活費として1か月5万円を1年間支給した。 | 令和3年度に引き続き、進学に伴い施設等を退所した児童に対し、最初の1年間につき1か月5万円、計60万円を給付する。 |
| 820人 | 380人 | 920人 | 児童養護施設等に入所している児童に対して有償ボランティアが学習支援等を実施。 | 児童養護施設等に入所している児童に対して有償ボランティアが学習支援等を実施予定。 |
| — | — | — | 令和4年1月6日および27日の2日間にわたり、北海道との共催で研修を開催。施設における専門的なケアや家族支援、ソーシャルワークについての研修を実施し、21名が受講した。※新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、オンライン開催。 | 北海道との共催により開催予定。 |
| — | — | — | 自立援助ホーム9か所(定員6名)が事業を実施。 | 自立援助ホーム9か所(定員6名～9名)が事業を実施予定。 |
| 5施設 | 5施設 | 現状維持 | 生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、市内5箇所の母子生活支援施設を活用した。 R3年度入所世帯数(月累計※):879世帯 ※1年間継続入所の世帯は、1世帯×12か月=12世帯としてカウント | 生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、市内5箇所の母子生活支援施設を活用する。 |
| 0組 | 0組 ※通常の広場が開催できなかった期間は電話相談や個別面談で対応。 | 0組 | ・発達に心配のある子どもを対象に、各保健センター(月1回)及び児童会館や区民センターなど(週1回)を会場として、地域に出向いて療育支援を行い子どもの発達を促すとともに、保護者の悩みや相談に応じ適切な情報提供を行い、さっぽろ・サロンなど終了児も含めた家族支援を行った。 ・月1さっぽろ利用者延べ:2061名 ・週1さっぽろ利用者延べ:2891名 ※まん延防止措置や緊急事態宣言発出中は、電話相談や個別面談、使用可能な会場への振替や人数を減らして開催するなどの対応をした。 | 発達に心配のある子どもを対象に、各保健センター(月1回)及び児童会館や区民センターなど(週1回)を会場として、地域に出向いて療育支援を行い、子どもの発達を促す。また、保護者の悩みや相談に個別に応じ適切な情報提供を行い、保護者向け学習会やさっぽろ・サロン、日曜さっぽろなどを通し、家族に対する支援を行う。 |

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

| 番号 | 事業No | 掲載ページ | 事業・取組名 | 事業概要 | ①地域資源の活用 | ②組織横断的な連携 | ①②における主な連携先(団体・組織等) | 活動指標 |
|-----|-------------------|--------------------|----------------------|--|----------|-----------|---|-------------------------|
| 250 | 4-2 | P102 | 幼児教育相談の充実 | 幼児(主に2歳～6歳)の教育に関する不安や悩みを抱える保護者等からの相談に、適時適切に対応します。 | ○ | ○ | 児童相談所 小学校 保育所 幼稚園 認定こども園 保健センター 医療機関 障がい児支援機関 子育て支援者等 | 平均待ち期間 日数 |
| 251 | 4-2 | P102 | 特別支援教育・障がい児保育補助事業 | 障がい児・要支援児を受け入れる認可保育所等に対する補助を行います。 | — | — | — | — |
| 252 | 4-2 | P102 | 障がい児保育巡回指導事業 | 認可保育所に入所している障がい児に対し、一人一人に配慮した保育が実施されるよう適切な支援を図るとともに、障がい児の集団保育が適切に行われるよう保育士(保護者)などに対し、専門職が巡回指導を行います。 | — | — | — | 専門職による障がい児入所施設への巡回指導の実施 |
| 253 | 4-2 | P102 | 乳幼児精神発達相談 | 発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を行い、子どもの発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関の紹介をします。 | ○ | ○ | 医療機関、療育機関等 各区健康・子ども課 | — |
| 254 | 4-2 | P103 | 多様な主体の参入促進事業 | 要支援児の受入促進のため、幼稚園及び認可保育所等に対し様々な補助を行います。また認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な補助を実施します。 | — | — | — | — |
| 255 | 4-2 | P103 | 特別支援教育に関する私立幼稚園等への支援 | 幼児教育支援員が、特別な教育的支援を要する幼児への関わり方や「個別の教育支援計画」の活用方法について私立幼稚園の教諭等からの相談に応じるほか、特別支援教育に関する研修を実施します。 | ○ | ○ | 子ども未来局子育て支援部 私立幼稚園等 | 私立幼稚園等訪問支援の件数(訪問件数) |
| 256 | 2-1 3-1 4-2 | P69 P82 P103 | 【再掲】幼保小連携の推進 | 幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で実施します。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を実施します。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。 | ○ | ○ | 子ども未来局(子育て支援部) 一般社団法人(札幌市私立幼稚園連合会・札幌市私立保育園連盟) | 区幼保小連携推進協議会 園・校参加率 |

| 当初値 | 2021年度実績 | 目標値 ※2022年度 | 令和3年度(2021年度) 実施状況 | 令和4年度(2022年度) 実施予定 |
|-------|--------------|----------------|--|---|
| 42日 | 45日 | 30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育センターで、1,259件(742人)実施。 ・地域教育相談で、2,982件(1,278人)実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育センターで月～金曜に実施。 ・市立幼稚園・市立認定こども園で月～金曜に地域教育相談を実施。 |
| — | — | — | <p>障がい児を受け入れている認可保育所等の負担を軽減するため、障がい児・要支援児を受け入れる施設に対して2種類の補助事業を実施。</p> <p>①障がい児保育補助事業:321,120,844円 ②札幌市私立幼稚園等特別支援教育事業:540,368,400円</p> | <p>障がい児を受け入れている施設の負担を軽減するため、障がい児・要支援児を受け入れる認可保育所等に対して2種類の補助事業(①障がい児保育補助事業及び②札幌市私立幼稚園等特別支援教育事業)を実施。</p> |
| 実施 | 実施 (159件) | 実施 | <p>障がい児保育認定児が在籍する施設に年2回訪問を実施。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問を中止した期間(4, 5, 8, 9, 2, 3月)がある。予定していたが中止となる施設もあり、年2回の実施が難しかった。</p> | <p>継続実施。</p> <p>障がい児保育認定児が在籍する保育施設については年間2回程度の巡回指導を行う。また、障がい児保育認定児以外の発達に心配がある児童の相談が多いため、できるだけ保育施設の要望に応え、巡回指導を行っていく。</p> |
| — | — | — | <p>発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を実施する。子どもの発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関を紹介した。</p> | <p>発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を実施する。子どもの発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関を紹介する。</p> |
| — | — | — | <p>要支援児を受け入れる認定こども園の負担を軽減するため、要支援児を受け入れる施設に対して多様な事業者の参入促進・能力活用事業を実施(令和3年度実績延べ149人)。</p> | <p>要支援児を受け入れる認定こども園の負担を軽減するため、要支援児を受け入れる施設に対して多様な事業者の参入促進・能力活用事業を実施(令和4年度予算延べ110人)。</p> |
| 827件 | 860件 | 1000件 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援については、希望園において感染症対策を講じて実施することができた。 ・障がいの理解や指導方法のスキルを高めるための研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画配信で4回実施。 | <p>私立幼稚園等を訪問し、特別な教育的支援を要する幼児への具体的な関わり方や、「個別の教育支援計画」の作成・活用法について相談に応じる他、特別支援教育に関する研修を実施する。</p> |
| 96.9% | 82.8% | 100% | <ul style="list-style-type: none"> ・「札幌市幼保小連携推進協議会」を年1回、「区幼保小連携推進協議会」を年3回実施。新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策により、紙面及びオンラインで実施。 ・「区幼保小連携推進協議会」で、幼児教育、幼小の接続、接続期の育ちについて各施設へのアンケート調査やオンライン研修を実施し、幼小接続の重要性について啓発。 ・特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継を電話やICTを活用して実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と市立幼稚園が連携し、「区幼保小連携推進協議会」を年3回企画。 ・10区共通の内容・方法で「幼保小連携・接続の重要性」について学ぶ機会をもち、周知・理解を図る。 ・特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継を電話やICTを活用して実施。 |

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

| 番号 | 事業No | 掲載ページ | 事業・取組名 | 事業概要 | ①地域資源の活用 | ②組織横断的な連携 | ①②における主な連携先(団体・組織等) | 活動指標 |
|--------------------------------|------|-------|---------------------------|--|----------|-----------|--|---|
| 257 | 4-2 | P103 | 通級による指導の充実 | 通級指導教室の整備・拡充により遠距離通級の解消を図るほか、指導体制及び指導方法の工夫・改善に取り組みます。 | ○ | ○ | 在学級・通級指導校 幼児教育センター 教育センター 医療機関等 | — |
| 258 | 4-2 | P103 | 学びのサポーター活用事業 | 学びのサポーターの配置体制を整備し、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、学校生活を送る上で必要な支援を進めます。 | ○ | — | ボランティア(大学生ほか) | 学びのサポーター活用校が学びのサポーター活用事業を「大変有効」と感じている割合 |
| 259 | 4-2 | P103 | 「個別の教育支援計画」の活用による支援の充実 | 特別な教育的支援を必要とする子どもに係る「個別の教育支援計画」の作成を進め、子どもの就学・進学に当たっての園・学校間の引継ぎや、関係機関との連携において活用することで、個別の教育的ニーズに応じた継続的な支援を充実します。 | ○ | ○ | 障がい児支援機関 医療機関 | 個別の教育支援計画を作成している幼稚園、学校の割合 |
| 260 | 4-2 | P103 | 肢体不自由の児童生徒への特別支援教育実施体制の拡充 | 肢体不自由の児童生徒へより適切な学びの場が提供できるよう、肢体不自由の児童生徒への特別支援教育を実施する体制を充実します。 | — | — | — | — |
| 261 | 4-2 | P103 | 放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ | 児童会館やミニ児童会館等が、障がいのある子どもにとっても放課後の居場所となるよう、受入れを行います。 | ○ | ○ | 児童会館 教育委員会 医療機関 | — |
| 262 | 4-2 | P103 | 特別支援学校の教育内容の充実 | 特別支援学校において、在籍する児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた専門的な教育を充実させます。また、卒業後の社会参加を促進するため、市立札幌みなみの社高等支援学校と市立札幌豊明高等支援学校とが連携した就労支援の取組を進めます。 | ○ | ○ | 医療機関等 障がい者相談支援事業所 保健福祉局障がい福祉課 | — |
| ■障がいのある子どもへのサービス提供体制の充実 | | | | | | | | |
| 263 | 4-2 | P104 | 児童発達支援 | 未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。 | ○ | ○ | 保育所、小学校等 区役所・保健センター等 | — |

| 当初値 | 2021年度実績 | 目標値 ※2022年度 | 令和3年度(2021年度) 実施状況 | 令和4年度(2022年度) 実施予定 |
|-------|----------|----------------|---|--|
| — | — | — | 巡回による通級指導を、弱視、及び難聴通級で開始することで、遠距離通級の解消を図った。通級児童生徒数の推移を踏まえながら、3校への通級指導教室の開設準備を実施。(令和4年4月に開設) | 今年度も、新規開設の検討を進めるとともに、巡回による通級指導の実施回数の規定を「1回」から「1回程度」に変更するなど取組の充実に努める。また、ガイドラインを踏まえた適切な事務の実施や児童生徒の実態に応じた教育課程の編成、在学期と通級指導校の一層の連携などについて周知等を進め、取組を推進していく。 |
| 86.6% | 94.9% | 100% | 令和3年度は、学びのサポーターに対する需要の増加への対応として、確保できる人材の幅を広げるため、大学生の登録を可能とした。 | 各校への活用時間の柔軟な配分や、必要時のサポーター希望者情報の提供など、条件面の支援を行うとともに、各校が学びのサポーターをより効果的に活用できるよう、サポーター活用の手引きの周知を進める。 |
| 100% | 100% | 100% | 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、研修の実施時期を調整するとともに、実施形態を集合型研修から動画視聴型研修に変更して行った。 | 各校における特別支援教育の充実に向け、推進役である特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を対面形式で実施し、個別の教育支援計画を活用した関係機関等との適切な連携のあり方などについて周知していく。また、特別支援教育巡回相談員による個別の教育支援計画の作成・活用に向けたサポートなどから、切れ目ない指導・支援の充実に努めていく。 |
| — | — | — | 看護師の配置人数を4名増員し、両校の各学部(豊成:小、中学部 北翔:小、中、高等部)にそれぞれ2名ずつ看護師を配置した。 | 今年度から、札幌市特別支援学校学則を改正し、「常時付添い」の規定から「常時」を削除した。保護者付添いの軽減に係る体制整備については、ワーキング会議等を活用しながら引き続き検討を行っていく。 |
| — | — | — | 児童会館98館、ミニ児童会館85館で障がい児の受入れを行った(令和4年3月末時点)。また、障がい児の児童クラブ登録のある館に対し、職員を加配(予算措置)した。 | 引き続き、障がい児の登録がある館に対し、職員を加配(予算措置)する。また、職員に対し、障がい児対応に係る研修を実施する。 |
| — | — | — | 特別支援学校研究協議会等の取組を通して、各学校では児童生徒の特性等を踏まえながら、コロナ禍においてもICTを効果的に活用するなど、一人一人の障がいに応じて教育内容を工夫することができた。また、豊明高等支援学校及びみなみの杜高等支援学校では、就労支援コーディネーター等との連携を進め、コロナ禍においても就労率が7割程度を維持できている状況。 | 特別支援学校研究協議会の充実に努めるとともに、学校間の連携を一層促進することができるよう、取組を推進していく。高等支援学校2校における就労支援については、改めて両校の就労支援等に係る状況の把握に基づき、両校の効果的な連携体制等について検討を進めていく。 |
| — | — | — | 実利用者数:4,965人 利用日数:48,057日 (令和4年3月実績) | 令和3年度と同様に実施予定 |

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

| 番号 | 事業No | 掲載ページ | 事業・取組名 | 事業概要 | ①地域資源の活用 | ②組織横断的な連携 | ①②における主な連携先(団体・組織等) | 活動指標 |
|-----|------|-------|-----------------------|---|----------|-----------|--|-------------------------------|
| 264 | 4-2 | P104 | 医療型児童発達支援 | 修学していない肢体不自由がある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行います。 | ○ | ○ | 保育所、小学校等区役所・保健センター等 | 支給決定者数(各年度末) |
| 265 | 4-2 | P104 | 放課後等デイサービス | 就学している障がい児に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。 | ○ | ○ | 保育所、小学校等区役所・保健センター等 | — |
| 266 | 4-2 | P104 | 保育所等訪問支援 | 保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童に対し、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。 | ○ | ○ | 保育所、小学校等区役所・保健センター等 | 支給決定者数(各年度末) |
| 267 | 4-2 | P104 | 居宅訪問型児童発達支援 | 外出することが困難な障がい児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 | ○ | ○ | 保育所、小学校等区役所・保健センター等 | 支給決定者数(各年度末) |
| 268 | 4-2 | P104 | 障がい児地域支援マネジメント事業 | 地域に障がい児地域支援マネージャーを配置し、担当地区内の障害児通所支援事業所に訪問等を行い、療育情報の提供、療育に関する技術支援や関係機関の支援調整等を行います。 | ○ | ○ | 障がい児支援機関等各区保健センター等 | 障害児通所支援事業所におけるサポートファイルさっぼる活用率 |
| 269 | 4-2 | P104 | 障害児相談支援 | 児童発達支援・放課後等デイサービスなど障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況の検証・見直し等を行います。 | ○ | ○ | 障がい児支援機関 家庭児童相談室 | — |
| 270 | 4-2 | P104 | 子ども発達支援センター(ちくたく)での支援 | 発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を総合的に提供します。 | ○ | ○ | 学校 保育園 幼稚園 障がい児支援機関 医療機関 子ども未来局児童相談所 各区保健福祉部 | — |

| 当初値 | 2021年度実績 | 目標値 ※2022年度 | 令和3年度(2021年度) 実施状況 | 令和4年度(2022年度) 実施予定 |
|------|----------|----------------|---|--|
| 70人 | 85人 | — | 実利用者数:69人 利用日数:610日 (令和4年3月実績) | 令和3年度と同様に実施予定 |
| — | — | — | 実利用者数:7,481人 利用日数:65,368日 (令和4年3月実績) | 令和3年度と同様に実施予定 |
| 593人 | 864人 | — | 実利用者数:93人 利用日数:191日 (令和4年3月実績) | 令和3年度と同様に実施予定 |
| 4人 | 10人 | — | 実利用者数:6人 利用日数:11日 (令和4年3月実績) | 令和3年度と同様に実施予定 |
| — | 23% | 30% | 9区を対象に実施。 | 10区を対象に実施。 |
| — | — | — | 障害児サービス等を利用するために作成する「障害児支援利用計画」の報酬請求件数及び定期的にモニタリングを行うときの報酬請求件数の合計5,465件(国民健康保険連合会への請求件数) | 障害児サービス等を利用するために作成する「障害児支援利用計画」の報酬請求件数及び定期的にモニタリングを行うときの報酬請求件数の合計7,956件(国民健康保険連合会への請求件数) |
| — | — | — | 医療部門 ・子ども心身医療センター 外来患者延人数:17,717人 ・発達医療センター 外来患者延人数:4,976人 入所部門 ・児童心理治療センターこころぼ 延利用人数:4,050人 ・自閉症児支援センターさぼこ 延利用人数:5,033人 通所部門 ・はるにれ学園 延利用人数:3,941人 ・かしわ学園 延利用人数:4,430人 ・ひまわり整肢園 延利用人数:1,624人 | 令和3年度に引き続き、医療、入所、通所により、障がいのある子どもや心に悩みを抱える子どもを多方面から支援していく。 |

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

| 番号 | 事業No | 掲載ページ | 事業・取組名 | 事業概要 | ①地域資源の活用 | ②組織横断的な連携 | ①②における主な連携先(団体・組織等) | 活動指標 |
|---------------------------------|------|-------|-----------------------|--|----------|-----------|--|----------------------------------|
| 271 | 4-2 | P104 | 子どもの心の診療ネットワーク事業 | 児童精神科を中心とした関係機関の連携体制を構築・運用するため、子どもの状況に応じた適切な支援機関を案内(コンシェルジュ事業)するほか、連携体制の全体管理や人材育成等(連携チーム事業)を行います。 | ○ | ○ | 医療機関(国立大学法人北海道大学病院、医療法人トルチュ、医療法人社団五稜会病院、社会福祉法人楡の会、社会福祉法人楡の会、特定医療法人さっぽろ悠心の郷、案内先登録医療機関)学校、障がい児支援機関等子ども未来局児童相談所、教育委員会学校教育部等 | コンシェルジュ事業の相談件数 |
| 272 | 4-2 | P104 | 子どもの補聴器購入費等助成事業 | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の費用の全部又は一部を助成し、難聴児の教育及び言語訓練等を促進します。 | — | — | — | 軽度、中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成の新規及び再支給件数 |
| 273 | 4-2 | P104 | 重度障がい児者等日常生活用具給付事業の拡充 | 重度障がい者(児)及び難病患者等の日常生活の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進するため、日常生活における動作を補助する用具やコミュニケーションを支援する用具等の給付種目を拡充します。 | — | — | — | 日常生活用具の給付件数 |
| ■医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実 | | | | | | | | |
| 274 | 4-2 | P105 | 医療的ケア児等の支援体制構築事業 | 医療的ケア児等支援者養成研修を実施するとともに、サポート医師が障害福祉サービス事業所、学校、保育所などを支援し、医療的ケア児等の支援体制の充実を図ります。 | ○ | ○ | 医療機関(医療法人稲生会)障がい児支援機関学校保育所子ども未来局子育て支援部教育委員会学校教育部等 | 支援者養成研修受講者数(累計) |
| 275 | 4-2 | P105 | 医療的ケア児等への支援体制の拡充 | 小・中学校等に在学する医療的ケア児への支援のため、看護師を配置し、医療的ケアに係る体制の整備を進めます。 | ○ | ○ | 医療機関保健福祉局障がい福祉課子ども未来局放課後児童担当課 | — |
| 276 | 4-2 | P105 | 公立保育所における医療的ケア児保育事業 | 公立保育所において専任の看護師を配置して医療的ケア児の保育体制を整え、保育所での受入体制や関係機関との連携体制等について検証します。 | ○ | ○ | 医療機関区保健センター医療的ケア児支援検討会 | — |

| 当初値 | 2021年度実績 | 目標値 ※2022年度 | 令和3年度(2021年度) 実施状況 | 令和4年度(2022年度) 実施予定 |
|---------|----------|----------------|---|---|
| 829件 | 996件 | 1,200件 | <p>コンシェルジュ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や市民からの依頼を受け、適切な医療機関等を案内。(市内の医療機関に委託) 連携チーム事業 ・意見交換会、研修会等を、新型コロナウイルス感染症対策を考慮の上で実施。 | <p>コンシェルジュ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や市民からの依頼を受け、適切な医療機関等を案内。(市内の医療機関に委託) 連携チーム事業 ・意見交換会、研修会等を、新型コロナウイルス感染症対策を考慮の上で実施。 |
| 46件 | 52件 | 50件 | <p>軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の費用の全部又は一部を助成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度実績: 52件 | 令和3年度と同内容で事業を実施予定。 |
| 37,546件 | 39,242件 | 39,840件 | <p>重度障がい者(児)及び難病患者等に対し、日常生活用具を給付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度実績: 39,242件 | 令和4年度から褥瘡防止用マットの種目追加、ストーマ用装具の付属品の拡充、盲人用体重計及び盲人用体温計の世帯要件の撤廃を行い事業を実施。 |
| 95人 | 391人 | 450人 | <p>医療的ケア児等支援者養成研修を実施(受講者124名)するとともに、サポート医師を配置し、障害福祉サービス事業所、学校、保育所等を支援することで、医療的ケア児等の支援を実施。</p> | 医療的ケア児等支援者養成研修を実施するとともに、サポート医師が障害福祉サービス事業所、学校、保育所などを支援する。 |
| — | — | — | <p>医療的ケアが必要な児童生徒の支援のため、小学校5校(対象児童: 7名)及び中学校1校(対象生徒: 1名)へ看護師を配置した。</p> <p>看護師の配置頻度を週5日まで拡充し、配置形態については医療的ケアの内容に応じて「常時配置」と「定期巡回」に類別し、過不足なく、効率的な支援を提供することができた。</p> | 医療的ケアが必要な児童生徒の支援のため、小学校11校(対象児童: 12名)及び中学校1校(対象生徒: 1名)へ看護師を配置する。今後も配置を希望する全ての市立学校に対し、看護師配置できるよう努めていく。また、保健福祉局の事業である「札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務」を活用し学校における安全な医療的ケア実施体制の整備を充実させていく。 |
| — | — | 5施設 | 新規児童の募集を行ったが、応募児童の辞退により、受け入れには至らなかった。 | 段階的に実施施設を拡大 |

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

| 番号 | 事業No | 掲載ページ | 事業・取組名 | 事業概要 | ①地域資源の活用 | ②組織横断的な連携 | ①②における主な連携先(団体・組織等) | 活動指標 |
|---------------------|-------------------|--------------------|--------------------------|---|----------|-----------|---|--------------------------------------|
| 277 | 4-2 | P105 | 児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制の充実 | 医療的ケアが必要な児童への対応のため、対象館に看護師を配置します。 | ○ | — | 医療機関 児童会館 | — |
| 基本施策3 子どもの貧困対策の推進 | | | | | | | | |
| 278 | 1-3 4-3 | P62 P106 | 【再掲】子どものくらし支援コーディネート事業 | 地域を巡回し、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握して、必要な支援につなげる子どもコーディネーターを配置し、学校や児童会館、民生委員・児童委員など子どもに関わる様々な関係者と連携体制を構築します。 | ○ | ○ | 若者支援施設 小・中・高等学校 子ども食堂 児童会館 民生委員・児童委員等 | コーディネーターの巡回対象地区 |
| 279 | 1-3 3-3 4-3 | P61 P89 P106 | 【再掲】子どもの居場所づくり支援事業 | 地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。 | ○ | — | 子ども食堂等運営団体 子どもコーディネーター | 支援により、新たに居場所づくりに取り組んだ、又は機能や機会を増やした団体 |
| 280 | 4-3 | P106 | 子どもの貧困への理解の促進 | 困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要な支援に結びつけるための体制をより推進するために、日ごろから子どもと関わる様々な関係者をはじめ、広く市民に対して、子どもの貧困の現状やその対策など、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施します。 | ○ | ○ | 子ども食堂(子どもの居場所) 教育委員会、民生委員・児童委員 | — |
| 基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実 | | | | | | | | |
| 281 | 4-4 | P107 | ひとり親家庭等自立支援給付事業 | ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用や、資格取得のための養成機関に通う間の生活費、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援します。 | — | — | — | 高等職業訓練促進給付金受給者のうち、就業に結びついた割合 |
| 282 | 4-4 | P107 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ひとり親家庭を対象として、急な残業や疾病等で一時的に生活援助が必要な場合や、生活環境の激変により日常生活に大きな支障が生じている場合などに家庭生活支援員を派遣し、家事等の支援を行います。 | — | — | — | 年間利用者数 |

| 当初値 | 2021年度実績 | 目標値 ※2022年度 | 令和3年度(2021年度) 実施状況 | 令和4年度(2022年度) 実施予定 |
|--------|----------|----------------|---|--|
| — | — | — | 医療的ケアが必要な児童が、保護者の負担なく児童クラブを利用できるよう、看護師を配置した。 ※配置回数は令和3年度から週5回に拡充して実施した。 | 医療的ケアが必要な児童が、保護者の負担なく児童クラブを利用できるよう、引き続き週5回、看護師を配置する。 |
| 6区30地区 | 10区87地区 | 10区87地区 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につなぐ、重層的な見守りへとつなげる事業を実施。 令和3年4月からコーディネーターを2名増員し、7人体制で、巡回対象地区を市内全区全地区に拡大して事業を実施。 相談受理件数:293件、継続見守りケース数:687件 | <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に引き続き7人体制で市内全地区に巡回し事業を実施。 引き続き、児童会館や民間学童、子ども食堂などの地域の民間支援団体に積極的に巡回し、関係機関との連携、必要な支援へのつなぎ、見守りを行っていく。 |
| — | 43団体 | 40団体 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施(14団体に1,247千円)。 令和3年度より、子ども食堂等が居場所や訪問により子どもの見守りを行う活動の経費を補助する事業を実施(5団体に1,322千円)。 子どもコーディネーターが子ども食堂等に巡回し(令和3年度までに40団体)、子どもの居場所における見守りに関する助言等を行った。 市ホームページに札幌市内の子ども食堂等一覧を掲載した。 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体の活動経費の一部の補助と、子ども食堂等が居場所や訪問により子どもの見守りを行う活動の経費を補助する事業を実施。 子どもコーディネーターの子ども食堂等への巡回を継続し、運営団体との連携を強化する。 ホームページを活用し、運営団体及び市民に対し、子どもの居場所づくり活動に関する情報提供を行う。 |
| — | — | — | 令和元年度まで地域住民や学校関係者等に対し、子どもの貧困対策についての出前講座や研修を実施(平成30年度:16回、令和元年度:9回)していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により申し込み減やキャンセルが多く、令和2年度に引き続き、動画配信により学校関係者に対し研修を行った。(動画配信:3回) | 地域住民、学校関係者等に対し、子どもの貧困への関心や理解を深めるための普及啓発や研修を、動画配信等も利用しながら実施する。 |
| 80% | 83% | 85% | <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、資格取得のための養成機関に通う間の生活費相当を支給する高等職業訓練促進給付金事業、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施した。 このうち、高等職業訓練促進給付金で対象要件の緩和や対象資格の拡大を実施した。(支給実績) 自立支援:44件7,516千円 高等職業:192件197,520千円 高卒認定:2件105千円 | <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、資格取得のための養成機関に通う間の生活費相当を支給する高等職業訓練促進給付金事業、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施する。 高等職業訓練促進給付金における対象要件の緩和等の継続、自立支援教育訓練給付金及び高等学校卒業程度認定試験合格程度認定試験合格支援事業における支給内容の拡充を実施する。 |
| 93人 | 134人 | 120人 | ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員の派遣を実施。 年間利用者数:134人 | ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員の派遣を実施。 |

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

| 番号 | 事業No | 掲載ページ | 事業・取組名 | 事業概要 | ①地域資源の活用 | ②組織横断的な連携 | ①②における主な連携先(団体・組織等) | 活動指標 |
|-----|------|-------|--------------------|--|----------|-----------|---------------------|------------------|
| 283 | 4-4 | P107 | ひとり親家庭支援センター等運営事業 | 札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、法律相談など各種相談に応じるほか、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行います。 | — | — | — | 各種相談受付件数(年間延べ件数) |
| 284 | 4-4 | P107 | 母子・婦人相談員による相談対応 | 各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の生活全般の相談に応じます。 | — | — | — | — |
| 285 | 4-4 | P107 | ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 | ひとり親家庭の子を対象として、各区に会場を設けて大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消します。 | ○ | — | ボランティア(大学生等) | 年間参加児童数(延べ人数) |
| 286 | 4-4 | P107 | ひとり親家庭スマイル応援事業 | ひとり親家庭の自立を支援するため、合同企業説明会、情報提供・相談コーナー、セミナーなどで構成するひとり親家庭向けイベントを実施します。 | — | — | — | イベント年間参加者数 |
| 287 | 4-4 | P107 | ひとり親家庭の目線に立った広報の展開 | ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関する事など、必要とされる情報を確実に届けることを目指して広報活動に取り組めます。 | — | — | — | — |
| 288 | 4-4 | P107 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、目的に応じた貸付けを行います。 | — | — | — | 母子父子寡婦福祉資金貸付 |

| 当初値 | 2021年度実績 | 目標値 ※2022年度 | 令和3年度(2021年度) 実施状況 | 令和4年度(2022年度) 実施予定 |
|---------|----------|----------------|---|--|
| 13,343件 | 9,279件 | 14,000件 | 札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、法律相談など各種相談に応じるほか、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行った。 各種相談受付件数(年間延べ件数):9,279件 | 札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、法律相談など各種相談に応じるほか、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行う。 |
| — | — | — | 各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の自立に必要な就業支援や、母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談等、生活全般の相談を実施した。 母子・婦人相談件数:3,029件 | 各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の自立に必要な就業支援や、母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談等、生活全般の相談に応じる。 |
| 4,746人 | 1,503人 | 5,000人 | 市内全10区でひとり親家庭の子を対象として、大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和3年6月1日～7月11日、8月27日～9月30日は休止、令和4年1月27日～3月21日はオンライン形式で実施した。 ・参加児童数:延べ1,503人 ・登録ボランティア数:124人 | 市内全10区でひとり親家庭の子を対象として、大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消する。原則週1回、2時間程度行う。 |
| 211人 | 127人 | 220人 | ひとり親家庭の自立を支援するため、就業支援や生活支援に関連するイベント「シングルママ&パパスマイルfesta」を開催。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業の一部を縮小し、求人情報の提供やガイドブックの配付を通じた支援制度の周知、NPO団体との連携による食品配布を実施したほか、セミナー動画の配信を行った。 イベント来場者:127人 | ひとり親家庭の自立を支援するため、就業支援や生活支援に関連するイベント「シングルママ&パパスマイルfesta」を開催し、合同企業説明会やセミナー、支援制度の周知等を実施 |
| — | — | — | ・「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知 ・支援制度をまとめたガイドブック「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を区役所の関係窓口等で配架したほか、ひとり親家庭の自立を支援するためのイベント「シングルママ&パパスマイルfesta」で来場者に配付 ・児童扶養手当の現況届案内時に支援制度をまとめたチラシを同封 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信 | ・「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知 ・支援制度をまとめたガイドブック「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を区役所の関係窓口等で配架したほか、ひとり親家庭の自立を支援するためのイベント「シングルママ&パパスマイルfesta」で来場者に配付 ・児童扶養手当の現況届案内時に支援制度をまとめたチラシを同封 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信 ・必要な支援制度に簡便かつ迅速にたどり着くための問合せツールとして、AIチャットボットを導入 |
| 実施 | 実施 | 実施 | ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、全部で12種類の資金について、無利子または低利で貸し付けを行った。 母子福祉資金貸付金:43件 18,057,500円 父子福祉資金貸付金:1件 227,660円 寡婦福祉資金貸付金:4件 2,591,900円 | ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、全部で12種類の資金について、無利子または低利で貸し付けを行う。 |

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

| 番号 | 事業No | 掲載ページ | 事業・取組名 | 事業概要 | ①地域資源の活用 | ②組織横断的な連携 | ①②における主な連携先(団体・組織等) | 活動指標 |
|-----|------------|-------------|--------------------|--|----------|-----------|---------------------|------|
| 289 | 4-1 4-4 | P99 P107 | 【再掲】母子生活支援施設の活用 | 生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、母子生活支援施設を活用します。 | — | — | — | 施設数 |
| 290 | 2-4 4-4 | P78 P108 | 【再掲】児童扶養手当の支給 | 児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。 | — | — | — | — |
| 291 | 4-4 | P108 | ひとり親家庭の保育所の優先入所 | ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を引き続き実施します。 | — | — | — | — |
| 292 | 4-4 | P108 | ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置 | 保育料について、国が定める基準より低額に設定することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。 | — | — | — | — |
| 293 | 4-4 | P108 | 市営住宅の供給における抽選倍率の優遇 | 市営住宅の募集時にひとり親・多子・大家族等の世帯に対して、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を実施します。 | — | — | — | — |
| 294 | 4-4 | P108 | ひとり親家庭等医療費助成 | ひとり親家庭等の子ども、母親もしくは父親に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。 | — | — | — | — |

| 当初値 | 2021年度実績 | 目標値 ※2022年度 | 令和3年度(2021年度) 実施状況 | 令和4年度(2022年度) 実施予定 |
|---------------|---------------|----------------|--|---|
| 5施設 | 5施設 | 現状維持 | 生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、市内5箇所の母子生活支援施設を活用した。 R3年度入所世帯数(月累計※):879世帯 ※1年間継続入所の世帯は、1世帯×12か月=12世帯としてカウント | 生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、市内5箇所の母子生活支援施設を活用する。 |
| — | — | — | 離婚・婚姻によらない出生、もしくは父親又は母親が死亡・重度の障がい・拘禁等の状態にある場合などで、父親又は母親と生計を同じくしていない児童を監護している母親や、生計を同じくしている父親または養育者に手当を支給する。 令和2年4月～(令和3年度改定なし) 児童1人の支給額:全部支給月額43,160円・一部支給月額43,150円～10,180円 児童2人目の加算額:全部支給月額10,190円・一部支給月額10,180円～5,100円 児童3人目以降の加算額:全部支給月額6,110円・一部支給月額6,100円～3,060円 受給者数:約19,000人(令和4年3月現在) | 令和4年4月～手当額の改定あり 児童1人の支給額:全部支給月額43,070円・一部支給月額43,060円～10,160円 児童2人目の加算額:全部支給月額10,170円・一部支給月額10,170円～5,090円 児童3人目以降の加算額:全部支給月額6,100円・一部支給月額6,090円～3,050円 |
| — | — | — | ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を実施。 | ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を実施。 |
| — | — | — | 国基準の約50%の保育料に設定。 | 令和3年度と同様に実施。 |
| 3倍 (一般世帯比) | 3倍 (一般世帯比) | 現状維持 | 令和3年度においても、一般世帯に比べ3倍で実施。 | 令和4年度においても、一般世帯に比べ3倍で実施予定。 |
| — | — | — | 一定の要件を満たすひとり親家庭等の子、母親または父親に係る医療費自己負担分の一部を助成。(母親または父親は入院に係る医療費のみ) ・助成件数 226,994件 ・助成金額 556,792千円 ※新型コロナウイルス感染症による受診減に伴う助成件数・助成金額減 | 一定の要件を満たすひとり親家庭等の子、母親または父親に係る医療費自己負担分の一部を助成。(母親または父親は入院に係る医療費のみ) |

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

| 番号 | 事業No | 掲載ページ | 事業・取組名 | 事業概要 | ①地域資源の活用 | ②組織横断的な連携 | ①②における主な連携先(団体・組織等) | 活動指標 |
|----------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------------|--|----------|-----------|---|--|
| 基本施策5 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進 | | | | | | | | |
| 295 | 1-4 4-5 | P64 P109 | 【再掲】共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進 | 障がいや国籍、性別を始め、個々の多様性を尊重するとともに必要な配慮や支援を行うという基本的な人権理解の視点から、子どもの権利の理解を促進し、広く子ども同士や子どもに関わる大人の相互理解と配慮に基づく人権意識の向上を図ります。 | — | ○ | 市民文化局男女共同参画課 教育委員会 保健福祉局地域保健・母子保健担当課 | — |
| 296 | 1-1 1-4 3-1 4-5 | P56 P65 P83 P109 | 【再掲】民族・人権教育の推進 | 民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。 | ○ | ○ | 市民文化局アイヌ施策課 地域団体 大学 | 「人間尊重の教育」を教育課程に位置付け、継続的な指導の充実を図っている学校の割合 |
| 297 | 1-1 4-5 | P56 P109 | 【再掲】障がいのある子どもとない子どもの交流及び共同学習の充実 | 特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。 | — | — | — | — |
| 298 | 1-4 2-2 4-5 | P65 P73 P109 | 【再掲】多文化共生推進事業 | 外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。 | △ | ○ | 地域の各NPO団体 ボランティア団体 外国人へ発信すべき情報を所管する関係部(※住民サービスを提供する部署)等 | 札幌市と協働して共生社会の実現に向けた取組を行う市民団体や外国人コミュニティの数 |
| 299 | 4-5 | P109 | 帰国・外国人児童生徒支援事業 | 日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等に円滑に適應できるよう、個々の状況に応じた支援を充実します。 | ○ | ○ | 総務局国際部 札幌国際プラザ 教育委員会教育相談担当課 地域団体 | 学校からの支援要請に対する実際の支援・指導の割合 |
| 300 | 1-1 4-5 | P55 P109 | 【再掲】子ども向け男女共同参画意識啓発事業 | 子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布します。 | ○ | ○ | 小学校 中学校 子ども未来局 教育委員会 | — |
| 301 | 4-5 | P109 | アイヌ伝統文化振興事業 | 小中高校生団体体験プログラムなどの充実を通じて、アイヌの伝統的な生活様式や文化などを市民に紹介し、また、市民がアイヌ文化に身近に触れる機会を創出することにより、アイヌ伝統文化の保存、継承、振興を図ります。 | ○ | — | 小・中・高等学校 | 参加校数 |

| 当初値 | 2021年度実績 | 目標値 ※2022年度 | 令和3年度(2021年度) 実施状況 | 令和4年度(2022年度) 実施予定 |
|------|----------|----------------|---|--|
| — | — | — | 対象者の年齢や状況に応じ、様々な手法で子どもの権利の普及・啓発を行うことで、子どもの権利の理解を促進し、人権意識の向上を図った。 | 対象者の年齢や状況に応じたパンフレットを配布することで人権意識の向上を図っていく。 |
| 100% | 100% | 100% | <ul style="list-style-type: none"> ・個別の人権課題「民族教育」「子どもの権利」「性」に関する学習を窓口に、子どもが互いの個性や多様性を認め合い、心豊かにたくましく生きようとする態度を育む学級経営、学校づくりについての実践的研究を進めた。 ・人権教育の充実を図ることを目的として研究推進校を指定し、「教師自らの人間尊重の意識の向上」の視点から各学校における人権教育の充実を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、人間尊重の教育推進事業において、個別の人権課題「民族教育」「子どもの権利」「多様な性」に関する取組について実践的研究を進める。 ・札幌市学校教育の重点の基盤に「人間尊重の教育」を位置付け、教職員の意識向上、校種間の連続性のある取組、子ども自身の意識の高まりに気付く取組を各学校にて推進する。 |
| — | — | — | 令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、相手校への訪問については原則延期とし、オンラインシステムを利用した交流や児童生徒が作成した作品や手紙による交流などを実施した。 | 新型コロナウイルス感染症の感染状況や札幌市の感染レベルの状況等を鑑み、令和4年度についても相手校への訪問については原則延期とするが、オンラインシステムを活用した交流を促進するなどしながら取組を進めていく。 |
| 8団体 | 17団体 | 20団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国人が安心して暮らせる社会の実現に向け、子育て相談等の不安をさっぽろ外国人相談窓口等を通じて解消。 ・総合学習への国際交流員の派遣 実施回数：19回(内訳：オンライン18回 その他1回(動画提供)) 参加者数：1289名 | <ul style="list-style-type: none"> ・さっぽろ外国人市民パートナーの募集等により外国人のまちづくり・地域交流につなげ、市民の異文化理解を促す。 ・外国人が安心して暮らせる社会の実現に向け、子育て相談等の不安をさっぽろ外国人相談窓口等を通じて解消する。 ・「世界ふれあいひろば」(JICA北海道と共催)での異文化紹介イベントを実施する(コロナの状況を見て判断)。 ・総合学習への国際交流員の派遣(派遣回数：未定) |
| 97% | 100% | 100% | 市立小中学校・中等教育学校・高等学校に在籍する日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導の充実を図るため、支援を必要とする児童生徒の在籍校へ指導協力者を派遣し、当該児童生徒の円滑な学校生活に資するようとした。 | 市立小中学校・中等教育学校・高等学校に在籍する日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導の充実を図るため、支援を必要とする児童生徒の在籍校へ指導協力者を派遣し、当該児童生徒の円滑な学校生活に資する。 |
| — | — | — | 札幌市内の小学6年生、中学3年生向けにパンフレットを作成し、配布した。 | 札幌市内の小学6年生、中学3年生向けにパンフレットを作成し、配布する予定。 |
| 76校 | 123校 | 130校 | <ul style="list-style-type: none"> ・小中高校生団体体験プログラム 58校 ・小中高校生団体出前体験プログラム 65校 | <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化体験プログラム 80校 ・アイヌ文化出前体験プログラム 50校 |